

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令 新旧対照表

		改正後	改正前
		<p>第五条 「略」</p> <p>2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員のうち同項の資格を有する者がこれを兼ねることができる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の収容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合にあつては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限る。）であつて、当該設置から五年を経過するまでの間に限る。）。</p> <p>3 前項の規定により第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数のうち、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものであるものは、文部科学大臣が別に定める。</p> <p>4 「略」</p> <p>（法科大学院の入学者選抜）</p> <p>第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。</p>	<p>第五条 「略」</p> <p>2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>3 「略」</p> <p>（法科大学院の入学者選抜）</p> <p>第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。</p>
2	1	<p>附則</p> <p>〔略〕</p> <p>平成三十年までの間、平成二十五年度以前に設置された教</p>	<p>附則</p> <p>〔略〕</p> <p>平成三十年までの間、教職大学院における第五条第二項の</p>

職大学院における第五条第二項の適用については、同項中「学部
の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位
課程」とあるのは「学部の専任教員又は修士課程若しくは博士
課程」と、「できる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課
程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の
専門職学位課程の教員については、当該課程を廃止し、又は当
該課程の収容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程
を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減
じる場合）あつては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に
重要な変更がある場合に限る。）であつて、当該設置から五年
を経過するまでの間に限る。」とあるのは「できる」と読み
替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定に
より同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の
数は、学部の専任教員及び博士課程（前期及び後期の課程に区
分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員
以外のものについては、同項に規定する教員の数の三分の一を
超えないものとする。

適用については、同項中「一個の専攻に限り、博士課程（前期
及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除
く。）」とあるのは「学部の専任教員又は修士課程若しくは博
士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和
四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項
の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは「同項の
資格を有する者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定に
より同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の
数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程にお
ける前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについて
は、同項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとし
る。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。